

# 総務委員会記録 【速報版】

令和8年9月9日開会

# 速報版

- ・ この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・ 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午前10時22分

◎ 開会宣告

- 大桑正貴委員長 これより委員会を開会いたします。

初めに、私から一言申し上げます。

本日は本会議を休憩し、本委員会に付託された議案について御審査いただくことになっておりますので、当局並びに委員の皆様におかれましては、その点御留意の上、発言を簡潔にさせていただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。



◎ 市第43号議案の審査、採決

- 大桑正貴委員長 それでは、選挙管理委員会関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままでお願いいたします。

市第43号議案を議題に供します。

市第43号議案 令和8年度横浜市一般会計補正予算（第2号）

- 大桑正貴委員長 当局の説明を求めます。

- 武島選挙管理委員会事務局長 それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、市第43号議案令和8年度横浜市一般会計補正予算（第2号）につきまして、お手元の資料に基づき御説明いたします。

1ページを御覧ください。なお、詳細は議案書にもございます。

まず、補正理由及び概要でございますが、市長の退職に伴い執行する市長選挙に係る所要額について、必要な事業費を補正するものでございます。

補正額についてでございますが、2款総務費、14項選挙費の3目市長選挙費について、15億3619万8000円を計上いたしました。内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

今回の横浜市長選挙の概要につきまして御説明をいたします。

まず、1の主な日程等でございます。告示日が10月4日日曜日、投票日は10月18日日曜日、開票は即日開票で行います。

次に、2の候補者届出の受付についてですが、10月4日日曜日、横浜市会議事堂3階多目的室で受付を行います。また、立候補予定者説明会は9月12日土曜日に開催いたします。

3の選挙人名簿登録者数ですが、直近の登録日である9月1日現在、横浜市全体で314万1698人となっております。詳細な登録は、選挙時前にもう一度行います。最後の登録、新しい登録を行います。

区別の内訳は、資料1を御覧ください。なお、今回の選挙で投票できる方の転入日等につきましては、資料2に記載しておりますので、後ほど御確認くださるようお願いいたします。

続きまして、4の投・開票所等についてですが、投票所数は、市全体で626か所、前回と同数でございます。区別の投票所の数は、資料3に記載してございます。

（2）の開票所ですが、各区1か所設置いたします。区別の開票所の設置場所は、資料4のとおりでございます。

(3)の投・開票従事者数ですが、期日前投票、投票及び開票を合わせまして、延べ約1万2700人でございます。

3ページを御覧ください。

5の投票についてでございます。

(1)の投票の方法等ですが、うぐいす色の投票用紙に候補者の氏名を自書いたします。

(2)の期日前投票ですが、設置場所は区役所及び区選挙管理委員会の指定する臨時の期日前投票所でございます。各区の臨時の期日前投票所は、一部最終調整中ではございますが、資料5にまとめてございます。

投票期間は、告示日の翌日の10月5日月曜日から投票日の前日の10月17日土曜日まででございます。

投票時間は、区役所の期日前投票所は午前8時30分から午後8時まで、臨時の期日前投票所は原則として午前9時30分から午後8時まででございます。

なお、商業施設に臨時の期日前投票所を設置している場合につきましては、投票の時間、投票の期間が異なります。

また、今回の選挙から、全ての期日前投票所におきまして、市のホームページ上でその混雑状況をリアルタイムに配信する予定でございます。

(3)の投票の御案内ですが、今回の選挙では、はがき形式により選挙人ごとに発送をいたします。

6の公営ポスター掲示場についてでございますが、市内4695か所に設置いたします。区画数は12区画でございます。区別のポスター掲示場につきましては、資料6に記載しております。

7の選挙公報についてでございます。

投票日の2日間である10月16日金曜日までに各世帯に配布いたします。

なお、選挙公報の届け日である告示日の10月4日日曜日以降、速やかに本市ホームページにも掲載をいたします。

また、今回の選挙から、ポスター掲示板に選挙公報にリンクする二次元コードを印刷いたします。

その他、今回の市長選でも、選挙公報の点字訳及び音声版を作成し、配布いたします。

8の投・開票速報についてでございますが、投票日9時以降、また開票、記載の時間帯にそれぞれ発表いたします。

9の啓発活動についてでございますが、看板、横断幕、公共交通機関への統一デザインを用いた広告掲出などによる啓発に加え、特に若年層の利用が高いウェブ広告やSNSを活用した啓発を充実させるなど、効果的な投票参加の呼びかけを実施してまいります。なお、啓発事業計画につきましては、資料7にまとめております。

以上、市第43号議案令和8年度横浜市一般会計補正予算（第2号）及び横浜市長選挙の概要につきまして御説明いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **横山正人委員** 今回提案をいただいていますこの補正予算ですけれども、約15億円余りの予算をかけて選挙が行われるということなのですが、もちろん、この原因については、この間いろいろと議会の中でも質疑をされておりますけれども、前議長のパワーハラスメントによってこの原因が行われるわけでありまして、二代表制の下で、そういった行為を止められなかった議会側にも、私は責任があると思っておりますので、この補正予算について深くこれは受け止めなければ、議会側も受け止めなければならないと思っております。

その上で伺いたいと思いますけれども、今回もちろんその公平公正な選挙が行われるということはもう当然のことだと思いますが、今回の選挙は任期満了の選挙ではなくて、現職がいない選挙ということになるわけですね。まだどなたも立候補の表明が報道でされていませんけれども、場合によれば、前市長が立候補されるかもしれない、こういう状況にあるわけだと思います。

この選挙の公平公正性をどう担保していくのかというのは非常に難しい問題で、私は一番大きな問題は広報よこはま9月号だと思っております。もう既に家庭に配布されているところもあれば、まだこれからのもともあるかもしれません。図書館であつたりとか、地区センターであつたりとか、様々なところに広報よこはまが配架されているわけです。この中には、当然のことながら前市長が当時市長であつた内容を含んで掲載をされているわけでありまして、こういったことが、公職の候補者になり得る人物が市の広報紙に掲載されて、各公共機関に配布をされていると。

これがどういう影響を及ぼすのかというのは、なかなか難しいところではありますけれども、極力それを排除していく必要があると思いますけれども、選挙管理委員会の認識はいかがですか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 現職が任期満了で選挙を行う場合というのもございます。そういう場合も、市長として通常行っている様々な活動というのがございまして、それは選挙のときに通常やっている行動を継続して行う形の中で、市長の顔とかが露出することについて、これはそのものが選挙事前運動とか選挙運動に当たるかという、それは当たらないという理解でございます。

ただ、その機会を利用するがために意図的にやっているような場合であるというかどうかは1つ考慮されますけれども、通常の形態において行っている事柄であれば、そういう認識でございます。

- **横山正人委員** 広報よこはまについては、所管局であるときに、私はまた別の機会で伺いたいと思いますけれども、いずれにしても、公職の候補者たる人物が掲載されているものが、市の公共機関に配架されているというのは、私は選挙の公平性に疑いが持たれる可能性があると思っていますので、今の段階から、まだ前市長が立候補されるかどうかというのは分かりませんが、そういうことを想定して、一体どういうところにどういう問題があるのかというのは、全庁的に今の段階から調べておく必要があると思いますが、副市長、いかがですか。

- **鈴木副市長** 御指摘の点につきましては、一旦受け止めさせていただきまして、意図的にやるようなことがないようにチェックする仕組みも検討して、適正、公平に選挙が進められるよう、努めてまいります。

- **横山正人委員** あと、既に選挙管理委員会は共通投票所の設置を検討されていると伺っておりますけれども、なかなか今回急な選挙なので、それが対応できなかったのではないかと思います。共通投票所の検討の進捗状況、それと今回なぜ適用できなかったかについて伺いたいと思います。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 共通投票所の施行につきましては、委員の皆様方からもこの間進めるようにと御指摘いただいております。現状ですけれども、来年の4月の統一地方選挙において、2つの区、区は瀬谷区と栄区でございますが、その両区において区内の投票所の2か所、3か所程度を選定しまして、その投票所を共通投票所と位置づけて、区内の全選挙人が投票できる場所として試行運用いたします。

今回の市長選挙には、委員おっしゃるように、これを早めて適用することは困難でございました。その事情は、そのように整理しておりますけれども、まだその地域の方々への十分な説明ですとか、御理解とかが完全には取れていないところでございます。いろいろと御意見を伺ったりもして、統一地方選挙を目指しておりましたので、今この時期に進めるとなると、ちょっとやはり無理があるかなと思ひまして断念したとこ

ろでございます。

- **横山正人委員** 残念ですけども、やむを得ないことだなと思います。

それと併せて伺いますが、昨今の選挙を見ると、疑問票を排除したりとかということのために電子投票を導入している事例が出てきています。過去の電子投票の事例を見ると、事故があったりとか、あるいはトラブルが起きたりとかして、なかなか導入が難しいのかなと思っておりましてけれども、最近は問題なく運用されているということが報道されておりますが、こういった電子投票の仕組みについても、選挙管理委員会としてどのような検討が今されているのか、伺いたいと思います。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 電子投票の件につきましては、前回の当委員会においても御質問いただいております。

その後、神奈川県選挙管理委員会でもデモンストレーション等を行ったりしまして、我々も参画して実際の機器を確認したりしております。そういう意味では、新しい情報等を確実に情報収集しながら、導入の可能性を検討しておるところでございますが、前回は申し上げたところでございますが、電子投票につきまして、現在導入している自治体というのは非常に小規模な自治体でございます。

私ども横浜市において、その機器を626か所有する投票所に導入するとすると、膨大な導入経費がかかります。それに見合う効果をいかに得られるかというところでございますが、効果につきましては、まず最初には、委員おっしゃられたように、開票における疑問票の解消、それから、もう即時の開票作業ということが最大のメリットでございます。

一方で、私どもが今何とかならないか検討しておりますのは、投票所自体が何らかの形で省力化できないかということを考えて検討しております。現在、なかなかそういうところの決定的なところはございませんが、いろいろデモンストレーションの事業者と会話したりとか、そういうところで新しい提案ができないかどうか見守っているといえますか、一緒に検討しているところでございます。

- **井上さくら委員** 最初に、ちょっと資料のことで、私の手元にあるのがこれで、写っているのが同じだと思うのですが、9ページの区別公営ポスター掲示場数というのをちょっと示していただくと、区名の横が男と書いてあるのです。上の欄が。これは間違いですよね。ちょっとその記載間違いなのか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 誠に申し訳ございません。間違いです。

- **井上さくら委員** これは単純ミスなので。ではありますけれども、公的なものだし、市民の皆さんも、多分これが今ネット上は同時で今出ているから、これを御覧になることになってしまうので、本当に急な選挙で非常に大変だろうとは思いますが。こういったことを1つ取っても。ですので、御苦労は本当におもんばかるところなんですけれども、二重三重のチェックをしていただいて、ミスがないようにしていただきたいと思います。

それで、先ほどの本会議の質疑もありましたけれども、費用が今回15億3600万円ということで出ておりますけれども、本当に巨額だと思うのです。それで、前回、1年前と比較をしても約2億円ですか、上がっていると。2億円以上上がっていると。このことについて、理由は本会議の答弁で選挙管理委員会委員長がお答えいただいたけれども、特に封書ではなく、はがきになってしまうと。時間がないために。これが費用の増額にもつながっているという話がありました。ここのところ、もうちょっと御説明いただけますでしょうか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** まず、任期満了のように、あらかじめ投票日がもう何年も前から分かって

いるとかという場合は、その年度の早い段階から準備ができます。

どういう準備かといいますと、封書とはがきの作業工程が、相違があるということになります。はがきの場合は、非常に作業が短い時間で作成できるということがございます。封書につきましては、一方で世帯まとめて御案内を送ることができるので、投票がばらばらに行くことがないというメリットですとか、あと世帯単位でまとめて送れますので、個人単位で送る郵送経費より安くできるという事情がございます。

しかしながら、封書を作るということは、世帯の人員を把握して、世帯ごとにそのデータを切り分けて封書単位に整理して、またその封書に間違いなくその分だけを入れるという工程が発生します。そのほか封書の作成作業とかが発生します。この工程に関しましては、事業者がプログラムを作成してやっていくわけですが、そのミスのないように。時間があれば準備にかけられる時間がありますので、検証したりですとか、そういうことができるわけですが、短期間では難しいと。今回の短期間では難しいということでございます。

はがきにつきましては、非常にもう、はがき形式のものというのは世の中に非常に多くありますし、機械的にも一人一人を印刷していけばいいので、世帯をまとめるとかという工程も必要ありませんし、封書に整理していくという必要もありませんので、非常に短期間でできるというメリットがございます。一方で、個人ごとに送付いたしますので、この経費が上がってくるということでございます。

さらに経費に関しまして、封書につきましては割引が実は利くのですけれども、はがきは割引が利かないということで、封書とはがきの差が結構金額が上がってくるというのが事情でございます。

○ 井上さくら委員      ありがとうございます。

これも定例であれば防げたというか、経費を抑えられたところが、急であるがために余分にかかる部分だということはよく分かりました。

それで、もう一つ気になるのは、やっぱりこの巨額の支出ですので、臨時の支出なので、財源をどこから捻出してくるのかということなのです。これちょっと選挙管理委員会だけではないのだと思うのですけれども、もしそのお答えいただける範囲でお願いできればと思います。

○ 武島選挙管理委員会事務局長      歳入につきましては、市税の固定資産税収入の分と、あと繰越金の分で、前年度からの繰越金分において対応しております。

○ 井上さくら委員      前年度の繰越分と、それから固定資産税が見込みよりも上振れたということですか。上振れている部分を活用するということなのですか。

○ 武島選挙管理委員会事務局長      上振れている部分ではないと思います。現在活用できる財源ということで、それを充てたということと理解してございます。

○ 井上さくら委員      ごめんなさい、本当、選挙管理委員会なのであれなのですけれども、副市長でもいいのですが、結局その上振れではなくて留保分だということなのですか。

いずれにしても、本来であれば、この選挙費用ではなくて、これだけの物価高騰が続いていますので物価高対策であるとか、市民のために使われるはずのお金だったのではないかなと思うのですけれども、そこはどうなのでしょう、副市長。

○ 鈴木副市長      御指摘のとおり、一部留保財源を活用しての予算組みとなっております。そこは、いろんな形で状況に応じて活用していくというために留保しているものでございますので、御指摘の点もあるかとは思いますが、とにかく今回執行していく中で、できるだけ経費も抑えながら過剰な支出がないように努め

ていく、これが大事だと思っております。

- **井上さくら委員** いろんなことが考えられるということではありますけれども、これちょっと今日の後半だけでも、9月の補正の既に発送されている議案なんかを見ますと、物価高対策は全然ないのです。やはり本当だったらこのタイミングで行われるはずのものがあつたのではないかなと思うので、非常にこういふときに15億円選挙費に使わなければならないというのは本当にじくじたるものというか、辞めていただかなければならない人ではあつたので必要な経費だと思っていますけれども、ちょっとこの間、私も本会議場で辞職のときにも述べましたが、自治法上、こういう形で任期途中で辞めた方が、先ほど横山委員の質疑にもありましたけれども、自分が原因をつくっているわけです、この途中の臨時の市長選という原因者である方が自らまた出てきた場合、仮に当選した場合はその任期の考え方がどういふふうになるのか、ちょっと御説明いただいております。

- **武島選挙管理委員会事務局長** その場合は、前の任期の残任期間ということで、任期は変わらないということになります。

- **井上さくら委員** 結局、前職が出戻りしてきた場合は、4年間は同じで、新しい方がなれば、この10月から4年間新たな任期が始まると、こういうことになるわけですね。だから前の方が戻ってきてしまうと、この15億円というのは一体何だったのだと。単なる本人のみそぎのためだけなのかということになるので、これも非常に重大なことだから、御本人にはよく考えてもらいたいと思います。

それと、先ほど投票所のしやすさについて、共通投票所のこととかがありました。本当に急な対応なので難しいのだと思うのですが、今年でいえば、直近が1月にあった衆議院選挙、2月か、2月にあった衆議院選挙が一番直近だったのだと思うのですが、それからの間で何か変更というか、改善というか、工夫がされる部分というのは何かあるのでしょうか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 共通投票所のことに関してだと思いますが、もちろん衆議院選挙の前から、共通投票所は段階的に検討を進めてきておりました。そのシステムの問題であるとか、通信の問題であるとか、そういうことを段階的に解消しながら、統一地方選挙で試行導入というところまで今来ているという状況でございます。

- **井上さくら委員** そうすると、だから今年2月にやったのからの1つ、2つは増えるのですか。同じですか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 共通投票所につきましては、まだどの区においても実現できておりませんでした。その実現に向けた検討をずっと続けてきたということでございまして、現実の実際の選挙で初めて施行するのが、次回の統一地方選挙ということでございます。

- **井上さくら委員** では、2月の衆議院選挙と、実際としては、ちょっと今回は改善が間に合わないのと同じということになるということですね。分かりました。

そこはぜひ、ちょっと難しいことはあると思うのですが、特に当日投票の場合、車で行きたい方が難しいとか、普通の学校とかですと、なかなか徒歩で行くのが大変ということがあって、それで交通の便のいいところで共通投票所ということの施行をされてきたと思うのです。何かこのことについて、やっぱり少しでも、投票はしたいのだけれども、そこに行くまでが大変ということとか、この辺で広報とか周知だと思うのですが、その辺どんなふうにお考えでしょうか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** まず、共通投票所につきましてのお話ですと、まさにそのような事柄を解

決できる非常に有効な手段が共通投票所であろうという認識で、共通投票所の導入検討を進めてきているところでございます。これまでも山坂の多いこの横浜市において、指定された投票所にしか行けないと、この投票所でなくこちらの投票所のほうが行きやすいという方も大勢いらっしゃる、そういう声も聞いてございます。それは駐車場とかいろんなことがございますので、我々としては、共通投票所にすることで、それぞれの有権者が自分にとってより行きやすいところに行けるということになるべく早く実現したいということで今進めているところでございます。

- **井上さくら委員** では、今回はそれができないので、もしどうしても、当日だとその指定されたところになってしまうから、難しい方は期日前投票に行ってくださいということなのかなと思います。

それで、期日前投票を推奨というか、十分お知らせすることと、それから、今回は看板のところにQRコードをつけてくださるというのが初めての取組ではないかなと思うのですが、毎回選挙公報がなかなか届かないと、選挙公報が来る前に投票に行かなければならないということの声をたくさんいただきます。これは、なかなか地元の新聞配達の方がやっているはずなのだけれども届いていないとか、結構出てくる声なので、そこはぜひ区のほうからの徹底なのか分かりませんが、十分やっていただきたいことと、もしも来ていなくても、QRでちょっと見づらいかもしれないけれども、見ることはできるのだということは、ぜひ知らせてもらいたいと思います。

それと、もう一つ、今年の2月の衆議院選挙では、私の地元である鶴見区で投票録が紛失されてしまうという重大な問題が起きました。依然、投票録は見つかっておりませんので、公職選挙法上は管理、次の任期まで、任期終了までは保管してなければならないという数少ない選挙記録なのですが、それが今失われている状態になっています。こういうことがやっぱりあってはならないので、この事故というか、受けてどういうふうに改善をされたか、そのあたりを伺います。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 本件につきましては、年度当初に、本事案の概要と発生区における再発防止策につきまして全区で共有しております。このような重要書類の適切な管理について注意喚起を行っているところでございます。

選挙執行に向けては、各種説明会の場において、改めて個人情報を含む投票録等、こういう重要書類の確保及び執行後の適切な管理について、選挙期間中においても期間を捉えて注意喚起を図ってまいります。

なお、この旨、開票所から区役所へ持っていくものの欄の中に投票録と明記もいたしました。

- **井上さくら委員** 結構マニュアルが区任せになっているようなところもあって、これ区選挙管理委員会というのは独立している、その立場の尊重というのはいいのですが、やはりこれだけ今回も突発的な選挙ですので経験の差異とか出てきます。ですので、ぜひそこは市選挙管理委員会のほうで、少々細かいところまで含めたマニュアルとか、周知とかしていただきたいと思います。

あと、そんなに長くやらないから、もう一つ。昨今、選挙の疑問票の扱いが大きな問題になっています。まんじゅうやと書いた票がその候補者の1票に数えられていたということで、それがちょうど僅差での当落を決めたということもあって、裁判に持ち込まれ、当選をした新人の方、今、長でいらっしゃる方の票が裁判で無効になると。そうすると職を失うかもしれないという非常に大きなことになっています。

やっぱり1票1票というのは本当に大きいのだと思うわけですが、横浜市においても、1年前の選挙のときに、これはちょっと私も聞いた話なのですが、横浜市長と書いた1票が山中さんの票になっていたと。これは事実としてそういうふうになるのでしょうか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** まず、個別の票の前に、有効票、無効票というものの考え方とかもありますので、一般には、選挙人が投票した投票は、可能な限りその選挙人の意思を尊重して解釈することになります。一方で、無効票というのは、候補者以外の人の名前を書いたものとか、他事記載、何だか分からないものをわざと書いたものでございます。候補者の名前を書いたか、候補者でない者の名前も書いたかの分岐点というのは非常に分かりづらいところが、ぎりぎりのところでございます。

ですけれども、一般的には、その方の名前として、ほかにその人と当たるような人がいないというふうな場合は有効にされるという、そういう考え方がございます。

また、職業というものについては、候補者の名前のほか、他事記載というのが無効になるのですけれども、職業をそこに仮に書いたとしても、それは無効となる他事記載ではないという理解になっております。職業は、その方の名前を書いて、職業を書いたということであれば、その方が確実にその人に入れた票であるのだから有効にしようということになっています。

そのほかに、例えば、バツをつけるとか、そういうことをしているものは、有意の他事記載ということで無効になることになります。

それで、横浜市長とだけ書いてある、これですけれども、これは過去の例がございまして、これは分かって、誰に投票しているかが分かるということで有効とするというのが実例ではございます。

しかし、そういう前例を前提としながらも、現行の立てつけとしましては、開票所において開票立会人の意見を聞いて、その上で開票管理者が決定すると。それはその地域地域の事情も当然にありますので、最後の決定というところはそこになっているということでございます。

- **井上さくら委員** 最後の決定はもちろんそこだとはいえ、今のように、これまでの実例はこうですと言われれば、それは立会人の方は選挙のプロではありませんから、選挙管理委員会の見解がそうなのかとなれば、やっぱりそれが通ると思うのです。事実、去年は横浜市長と書いたものが山中さんの1票になっていたと。これはそうなのですね。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 私のほうでは、申し訳ありません、そこまで分かりませんが、そういう対応をしたということだとしても、何かおかしいということではないと思います。

- **井上さくら委員** 去年の時点でそうだと、今回山中さんが仮にですよ、私は出てほしくないと思っていますが、仮に出た場合、前市長ではあるわけです。そうすると、例えば、横浜市長とか前市長とかというのは山中さんの票になってしまうのですか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** その辺の細かいところを、今事前にここで申し上げることはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、重々もし出た場合は調べますが、我々としては、そのような投票ではなくて、候補者の氏名を正確に1人書いてくださいと、このことを伝えるのが使命だと思います。そのような限界事例で、これはこうだということを広めていくというのは、ちょっと趣旨と違うと思いますので控えさせていただきます。

- **井上さくら委員** そこは、やっぱりそうなると、先ほどの、例えば広報よこはまの問題なども非常に重要だと思うのですよ。選挙は10月ですけれども、9月の時点で名前と横浜市長というのが入ったものが各家庭に配られ、配架されているという状態になってしまうと、その印象も非常に強いですし、仮に前市長とかというのが有効になってしまうと、これも大変不公平な状態を生むのではないかなということを心配します。

これも、ごめんなさい、選挙管理委員会ではなくて、ちょっと関連になってしまうから、もし答えられた

らでいいのですが、先ほどの広報よこはまは、どの時点、何月何日の時点で、あの印刷の最終校というのが入ったのかお分かりなのでしょうか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 申し訳ございません。私のほうでは承知してございません。
- **井上さくら委員** ごめんなさい、選挙管理委員会ではなくて、鈴木副市長。
- **鈴木副市長** 申し訳ございません、私も詳細な期日については承知してございません。
- **井上さくら委員** 分かりました。それはここでは難しいかなと思うのですが、ちょっと異例な形で。途中で辞めた市長は、これまで横浜市の歴史上何人かいらっしゃいます。でも、その人が出戻りで出てきたケースはないので、そこは本当に不公平なことがないように、いろんなところは考えていただきたいと思います。ありがとうございます。
- **大桑正貴委員長** 先ほど井上委員から資料の指摘がありましたので、正誤表などで訂正をいただければと思いますが、いかがでしょうか。
- **武島選挙管理委員会事務局長** そのように訂正いたします。申し訳ございませんでした。
- **大桑正貴委員長** よろしくをお願いします。
- **黒川勝委員** ちょっと1点だけなのですが、先ほど御説明いただいた掲示板に選挙公報にリンクする二次元コードを印刷するというので、これは新しい試みとして非常にいいことだなと思うのですが、ただ、選挙公報は、選挙の初日に受付をして受け取って、それからこの作業をするということになると、初日に皆さん関心が高く、ポスターがいっぱい貼られたから見てみようと思っても、実際には見えないというケースが初日の場合はあるのかなと思うのですが、そのあたりの啓発というか、例えば何日から見られるようになりますから、それ以降御覧くださいみたいなことだったりとか、初日の告示後、速やかに掲示、見られるようにしますので、それまではお待ちくださいとか、何かそういったコメントみたいなものを入れておいたほうが、見ようと思ったら見られないなどということで選挙管理委員会にクレームが来るとか、あるいは逆に、それぞれの陣営の事務所にクレームが来るとか、そういうようなことにもなりかねないかなと思いますので、ちょっとそのあたりの工夫があれば少し確認させていただけますでしょうか。
- **武島選挙管理委員会事務局長** 期日前投票の開始は告示日の翌日でございます。ポスター掲示板に掲示ができるのは、立候補届の受付が終わってから即でございまして、確かに委員のおっしゃるとおり、ポスター掲示板上にポスターが貼られた段階で二次元コードを読んでも、まだ見られないという状況になります。それは、すなわち告示日に届出を先に終わった人たちは、既に選挙運動を始めていますけれども、5時まで立候補届は受け付けていますので、まだ候補者は締め切られておりませんから、その時点では選挙公報は作りにくいということでございます。

それですので、その告示日が終わった夜のうちに、全員の原稿を取りまとめてデータ化して、翌日の期日前投票の段階では見られるという状況まで一気に持っていきたいということでございます。
- **黒川勝委員** ぜひそういうことであれば、告示の翌日以降見られるようになりますという一言を付け加えておいていただけるとありがたいかなと思いますが、それは可能ですか。
- **武島選挙管理委員会事務局長** ポスター掲示板自体にそのような情報まで盛り込むことは非常に困難でございます。考えられますのは、二次元コードを読んだときに、現在準備中ですと、4日中ですので、こういう事情ですという期日前の段階で見られますとか、そういう形での御案内を入れたいと思います。
- **黒川勝委員** ぜひお願いしたいと思います。いろいろクレームが来たりとか、見られないではないかみた

いなことで、それぞれの陣営にそういうお話が来たりとか、あるいは選挙管理委員会のほうにもそういうお話が来たりとかということのないようにしていただきたいと思います。それとあと、この情報というのは選挙公報をPDFのような形で落として、それが見られるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** そのとおりでございます。
- **黒川勝委員** 例えば、陣営のほうでもう少し、恐らくこれスマホで見る方がほとんどだと思いますので、こんな大きい選挙公報がこんな小さくなっていて、それを拡大して見なければいけないみたいなことになる。と手間暇かかりますので、陣営のほうで、そういう選挙公報、同じ文字数だとかそういう制限の中でスマホでも見やすいような形の選挙公報を作りたいみたいなニーズがあった場合には、それは対応は無理ということではよろしいですか。
- **武島選挙管理委員会事務局長** 選挙公報につきましては、掲載の様式とかが規定がございまして、申し訳ございませんが、なかなか自由にということではなくて、公営になっておりますので、一律の基準でという形でさせていただいております。申し訳ございません。
- **黒川勝委員** ありがとうございます。

今回新しい試みで大勢の方に見ていただけたらありがたいなと思いますので、どれぐらいの人が見てもらったかというのはカウントできると思いますから、そういうこともまた報告していただければなと思います。すのとともに、今後この選挙公報はやっぱりスマホは大きなツールだと思いますので、スマートフォンでも見やすいような形の選挙公報の在り方みたいなことも研究していただいて、次回以降になるのか、今後の研究材料の一つとしてお願いできたらなと思いますので、よろしくお願いします。国との関係なんかもこれはあるのですかね。規定もあると思いますので。

以上です。

- **藤崎浩太郎委員** 1点だけ。すみません。  
念のため、投票の御案内のはがき、これ到着がいつ到着になるのか、大体見込みがあれば教えてください。
- **武島選挙管理委員会事務局長** はがきにつきましては、期日前投票の始まるまでには配布が完了するように今手配しております。最初に配達が始まる見込みで申し上げますと、9月29日から早いところでは配達が始まるという見込みで今進めております。
- **藤崎浩太郎委員** ありがとうございます。  
あまり準備がないときだと、告示後、公示後に到着ということも多いということが過去にもありましたけれども、今回は準備がちゃんとできて、うまくいけば告示前には到着するというところで理解しました。  
あと、これも、ここで質問はおしまいですけれども、期日前投票所とかにはがきを持っていなくても投票できますよということが意外とまだ知られていないなという感じのこともあるので、そういうのも出かけた先でついでに投票しようと思って、あ、はがきを持っていないや、だからできないやとかではなくて、はがきがなくてもちゃんと投票できますよというのがちゃんと伝わるといいなと思いますが、そういった工夫は今回何か出されているか、教えてください。
- **武島選挙管理委員会事務局長** 今回ははがき化している中で、やはり残念ながらそのスペース的な制約がありますので、そこまでは書けてございませんが、ホームページですとか、そういうところでは呼びかけておりますし、前回の衆議院選挙のときにこのことがかなり広がりましたので、我々としても引き続き同様のレベルでの水準を保ちながら進めていきたいと思っております。

- 藤崎浩太郎委員    ありがとうございます。

感想で、今回はがきのデザイン案みたいなのを見ると、はがきにも選挙公報のQRコードが入るようですので、そういった工夫がされているのはよく理解しておりますので、投票率の話も出ていましたけれども、やっぱりその投票機会が自分にあることを知らずに投票に行かないということがないようにしていただきたいということだけ要望しておきます。

以上です。

- こがゆ康弘委員    ありがとうございます。2点ほど質問いたします。

2月の衆議院選挙の反省を踏まえて、選挙公報とか、はがきとか、いろいろと不具合のないような形でやっていただいているということは確認ができました。

一方で、選挙管理委員会の皆様、特に選挙に携わっている従事者の皆様方、2月の選挙で携わられた10人中10人が残業80時間以上、極めて過酷なことになったとも聞いています。

今回も準備期間が非常に短い中ではあるのですが、やはりその労働環境という意味で、その辺も考慮していただきたいと思うのですが、その部分についての見解を伺います。

- 武島選挙管理委員会事務局長    選挙となればどうしても短期間でせざるを得ないという中で、もう我々としては超勤なしでというのはなかなか難しいことではございますが、委員の御意見、本当に我々も受け止めて、なるべく効率化したいと考えております。

その中で、現在の取組としては、既存の制度で市役所の庁内応援規定というのがございまして、これを活用しまして、今、区の選挙管理委員会にはないけれども、別のところに行っているのだけれども、そういう方の従事経験がある職員をこの準備の段階から一定の期間応援に来ていただいているというふうな制度で運用している区もございます。

それから、各局からもそういうことにつきまして、投票・開票等を含めまして積極的に局応援を拡充していただくような形で今回の市長選挙にも臨んでいるところでございます。

- こがゆ康弘委員    前回の衆議院選挙、人によっては毎日もう午前様に近くて、土日もしみたいな、そんな話も聞きました。やっぱり働いている人が、短期間ではあるのですけれども、しっかりと応援体制をつくっていただければと思います。

2点目ですけれども、この日程の決定なのですが、この18日、実はこれ秋の地域行事とかなり重なっている日程です。うち、旭区もそうだったのですが、区民まつり、結局中止になりました。本当に多くの地域の方が楽しみにしていた県民祭や運動会や区民まつりみたいなものを全部中止や延期やということで、非常にやっぱり地域の方々にとってみれば、何でというそんな思いも多分あると思うのです。やっぱり立会人や管理人というのは地域の方をお願いする以上、600か所以上の投票所ですから、それを行事と一緒にやるというのはやっぱり難しいのです。

これ、辞められた日から何日以内と、こういう規定があるにしても、ほかの日程の調整というのはつかなかったのか。なぜこの18日というのを決められたのか。その辺について1つ伺いたいです。

- 武島選挙管理委員会事務局長    選挙期日の今回の決定につきましては、議長から通知をいただいた日から50日以内ということの規定がございます。その範囲内で選定するわけですが、通常、日曜日を選定します。50日以内の最後の日曜日が10月18日でございます。25日以降に延ばすということはできない事情でございました。逆にそれを早めるということにしますと、10月11日になるのですけれども、これは3連休で

ございます。また、先ほど来申し上げておりますように、選挙の準備期間、我々も準備期間が短いと、事務的なことを申し上げるわけでもございませんけれども、大変ではあるのですが、先ほど申し上げたようにいろんな経費がかさばってきたりもします。また対応できないという事業者もございますので、通常このような急な選挙の場合は、50日期間の中で、なるべく後ろのほうで設定するというのが自然な考え方でございます。ただ、私どもも、その18日という日が区民まつりの区があると、前日にもあるということでは確かに苦慮いたしましたが、委員の皆さんも、選挙管理委員の皆さんも苦慮いたしましたが、比較しながら、やはり18日で今回はやらせていただくという形で決定されたところでございます。

- **こがゆ康弘委員** 今回の市長選挙を何でやらなければいけなくなったのかという事案の発生で見て考えれば、もう致し方ない部分があるのですが、11日、前の週だと3連休中日ですし、ただ、やっぱり地域の皆様方いろんな調整ができればやっていただければとも思っています。ただ、とはいえ、もうその規定の中でということですから、それは致し方ないにしても、本当に楽しみにしていた地域の方々の思いというのをやっぱりちょっと考えると、どうだったのかなということを私自身は思うところです。

以上です。

- **仁田昌寿委員** 簡単に1点だけ。

先ほどから大事な選挙公報について、市民の皆さんが選択に対して極めて大きな材料としてお使いになっていることは、これまでの調査内容からも事実として明らかになっているところで重要なことだと思います。なおかつ、前回に比べてQRコード、二次元バーコードの採用など、大きな前進だと私も思います。

何人かの委員もお触れになったような、その取組は重要なことだと思いますが、一方で、配布方法への工夫というのが、前回も大きな課題になったのだと思います。残念ながら、配布が遅延したり、最終的には来なかったというお声もいただいたということも、この委員会の中でもお話があったところですが、前回から今回に対して、そこについての工夫や取組について何かあれば。そしてまた、今回こそそういうことがないように頑張っていたきたいという思いを込めて、御見解を伺いたいと思います。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 選挙公報の配布につきましては、やはり配布事業者さんをお願いするところから、そもそもその配布事業者さんの対応力、この部分をいかに高めるかというところになると思います。個々の業者さんの対応能力を高めるというのは、なかなかこれは難しいことでもございまして、その対応できる業者さんの数が増やせないかというふうなところを考えながら、いろんな組合せでやっているところでもございますけれども、いろいろ当たってはおりますが、なかなか配れるという業者さんの拡大を実現するところまでは、申し訳ございませんが、まだ至っておりません。

それから、配り間違いがないようにということにつきましては、配布業者さんと必ず地図を相互に確認して、注意すべきところはここですというふうなことを指示する。それから配布が済んだ場合は、その地図にチェックを入れていただく、配り漏れのないようにと、そういうお願いをして、業者さんもそれを分かりましたということで進めるようにしてございます。

今回の選挙は市長選挙でございますので、統一地方選挙ですとか、衆議院選挙のように、市の中の区域によって配るべき選挙公報が異なるということがございませんので、その辺のミスということは起こりにくい選挙であるということがございます。

以上でございます。

- **仁田昌寿委員** 分かりました。全力でよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

- **大桑正貴委員長** では、他によろしいでしょうか。  
(発言する者なし)
- **大桑正貴委員長** 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** それでは、採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** 御異議ないものと認め、市第43号議案については原案可決と決定いたします。  
以上で、選挙管理委員会関係の審査は終了いたしました。  
本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

---

◇

◎ 閉会宣告

- **大桑正貴委員長** 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

閉会時刻 午前11時16分

速報版